

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	四
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧	(漁港復興推進室)	五
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	五
○道路の供用開始	(同)	五
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	六
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	六
○東北歴史博物館特別展「徳川将軍家と東北」宮城展に係る観覧料の徴収事務の委託	(教育庁文化財保護課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(農林水産経営支援課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(教育庁高校教育課)	七
公安委員会		
○警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示		二二

告 示

○宮城県告示第六百七十七号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘六番地の十	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番地の十	平成二十七年五月一日

二 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヤマザワ調剤薬局利府店	利府町花園一丁目二百十八ー四	株式会社ヤマザワ薬品	山形県あこや町三丁目八番九号	平成二十七年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ大街道店	石巻市大街道北三丁目一番七号	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一ー二十一	平成二十七年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ塩釜店	塩釜市藤倉二丁目十四ー四十二	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一ー二十一	平成二十七年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ宮城白石店	白石市大手町一番八号	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一ー二十一	平成二十七年七月一日

三 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスいこいの杜	遠田郡美里町二郷字佐野四号八百八十八番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日
デイサービス福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日
デイサービスいやししの杜	大崎市鹿島台平渡字西銭神十七番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日

四 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
レンタルサービス南桜	柴田郡大河原町南桜町四番地二	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三	平成二十七年二月一日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルパーステーション月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘六番地の十	社会福祉法人萩の里	塩竈市月見ヶ丘六番地の十	平成二十七年五月一日

六 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヤマザワ調剤薬局利府店	利府町花園一丁目二百十八ー四	株式会社ヤマザワ薬品	山形県あこや町三丁目八番九号	平成二十七年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ大街道店	石巻市大街道北三丁目一番七号	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一ー二十一	平成二十七年七月一日
調剤薬局ツルハドラッグ宮城白石店	白石市大手町一番八号	株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一ー二十一	平成二十七年七月一日

七 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスいこいの杜	遠田郡美里町二郷字佐野四号八百八十八番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日
南原デイサービスセンター	大崎市鳴子温泉字南原百二十番地一	社会福祉法人さんりん福祉会	大崎市鳴子温泉字南原百二十番地三	平成二十七年四月一日
デイサービス福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日
デイサービスいやししの杜	大崎市鹿島台平渡字西銭神十七番地	株式会社福祉の杜	大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地	平成二十七年五月一日

八 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
レンタルサービス南桜	柴田郡大河原町南桜町四番地二	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三	平成二十七年二月一日

九 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
レンタルサービス南桜	柴田郡大河原町南桜町四番地二	有限会社ケイ	柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三	平成二十七年二月一日

十 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日

レンタルサービス南桜

柴田郡大河原町南桜町四番地二

有限会社ケイ

柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三

平成二十七年二月一日

○宮城県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	旧	事業所の所在地			
	あんしん館ケアプランセンター	大崎市古川福浦二丁目一番二十四号	株式会社ファースト・ケア	気仙沼市常楽二百三番地の二	平成二十七年三月十日
		大崎市古川穂波三丁目七番五十七号			

○宮城県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ひかり薬局さくら木	多賀城市桜木二丁目一十	株式会社オオノ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年四月三十日

○宮城県告示第六百八十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇三〇〇二八〇	うえる 塩竈市北浜一丁目十三番三十三号北浜マンション棟一〇一号室	放課後等デイサービス	株式会社JITプロジェクト	平成二十七年四月一日

○宮城県告示第六百八十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第四項の規定により特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同条第五項の規定により同条第四項の縦覧期間満了の日までに、宮城県及び女川町に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年六月二十六日

一 縦覧に供する書類の名称

女川地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧期間

平成二十七年六月二十九日から平成二十七年七月二十二日まで

三 縦覧場所

宮城県農林水産部漁港復興推進室及び女川町

○宮城県告示第六百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森霊山線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字竹谷二二〇番二地先から 同郡同町字銀杏無番地先まで	前 五・四 三三・六	後 一四・一 三六・〇	四八七・〇	四八七・〇	四八七・〇

○宮城県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

一 道路の種類 県道

二 路線名 涌谷津山線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
遠田郡涌谷町猪岡短台字新笠石二九六番地先から 同郡同町猪岡短台字千刈田二二番一 三地区先まで	前 A 五・五 一七・〇	後 B 八・五 四〇・〇	七五・五	七五・五	七五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B 五・五 一七・〇	後 A 七・〇 四〇・〇	七五・五	七五・五	七五・五	

○宮城県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	涌谷津山線	遠田郡涌谷町猪岡短台字新笠石二九六番地先から 同郡同町猪岡短台字千刈田二二番一三地区先まで	平成二十七年 六月二十六日

○宮城県告示第六百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区

域に指定する。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北沢向	清水山	寺前	葛峰	駒堂前	西田	本沢山下沢	原3	宮前	細倉沢3	川内沢	裏山沢	新地ヶ沢	根岸沢	東沼ヶ森沢	二本木沢	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栗原市鶯沢南郷北沢向	栗原市瀬峰清水山	栗原市一迫狐崎寺前	栗原市栗駒文字葛峰	栗原市栗駒文字駒堂前	栗原市栗駒片子沢西田	栗原市花山字本沢山下	栗原市金成片馬合佐野原	栗原市金成入ノ沢、宮前	栗原市鶯沢南郷柳沢	栗原市一迫真坂字川内	栗原市栗駒岩ヶ崎裏山	栗原市栗駒岩ヶ崎新地ヶ沢	栗原市栗駒松倉根岸	栗原市栗駒沼倉東沼ヶ森	栗原市栗駒文字二本木、加賀堂	区域の所在地
															建設物の構造の規制に關する事項	
															次の図のとおり	
															縦覧場所 宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所	

原山の2	南郷原	小沢田	宿
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市鶯沢南郷原	栗原市鶯沢南郷原	栗原市金成姉齒小沢田	栗原市花山字草木沢宿

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
細倉沢2	栗原市鶯沢南郷荒町	宮城県土木部防災課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
原山沢	栗原市鶯沢南郷原	
批把田	栗原市栗駒芋塚批把田	
急傾斜地の崩壊		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業について次のとおり認可された。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

二号 岩沼海浜緑地

2 施行者の名称

宮城県

3 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

4 事業地

1 収用の部分

宮城県岩沼市下野郷字浜地内、字赤江川地内

2 使用の部分

宮城県岩沼市下野郷字浜地内

○宮城県告示第六百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物館における特別展「徳川将軍家と東北」宮城展観覧料に係る使用料の徴収事務を平成二十七年六月十七日次のとおり委託した。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

多賀城市高崎一丁目二十二番一号

徳川将軍家と東北展実行委員会

二 委託期間

平成二十七年七月十一日から平成二十七年八月二十三日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 新農業制度資金事務電算処理システム開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部農林水産経営支援課 仙台市

青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年六月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ラネックス 仙台市青葉区一番町一丁目八番三号

五 落札金額 二千八百九十五万四千八百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年五月八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 貸借期間 平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県古川工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、履行した実績(複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。)を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三三五)へ平成二十七年七月十七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二一二一一一三六二三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年七月十七日(金)まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年七月七日(火)から平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年七月二十八日(火) 午前九時から平成二十七年八月五日(水) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年八月五日(水) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 平成二十七年八月六日(木) 午前十時三十分 宮城県庁庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2015 to September 30, 2020

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Furukawa Technical High School, Osaki City Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 5, 2015 (Wed), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Toyoko Umebara, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃借期間 平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県松島高等学校、宮城県岩出山高等学校、宮城県泉松陵高等学校、宮城県蔵王高等学校、宮城県気仙沼高等学校、宮城県塩釜高等学校、宮城県仙台二華高等学校、宮城県東松島高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三五）へ平成二十七年七月十七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十七年七月十七日(金)まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年七月七日(火)から平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年七月二十八日(火)午前九時から平成二十七年八月五日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年八月五日(水)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出するものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年八月六日(木)午前十時 宮城県庁行政舎十六階 高校教育課内
入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : October 1, 2015 to September 30, 2020

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Matsushima High School Miyagi Prefectural Iwadeyama High School, Miyagi Prefectural Izumishoryo High School, Miyagi Prefectural Zao High School, Miyagi Prefectural Kesennuma High School, Miyagi Prefectural Shiogama High School, Miyagi Prefectural Sendanika High School, Miyagi Prefectural Higashimatsushima High School

4 Deadline for Bid : August 5, 2015 (Wed), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Toyoko Unehara, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第79号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）

第2条の表の6の項の上欄の規定による宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示（平成18年宮城県公安委員会告示第193号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行する。

平成27年6月26日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

検定期則第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の中欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。

番号	路 線	区 間
1	国道4号（県道「仙台名取線」含む。）	宮城県の全域
2	国道6号	宮城県の全域
3	国道45号	宮城県の全域
4	国道47号	宮城県の全域
5	国道48号	宮城県の全域
6	国道108号	宮城県の全域
7	国道113号	宮城県の全域
8	国道286号	宮城県の全域
9	国道346号	宮城県の全域
10	国道398号	宮城県の全域
11	国道457号	宮城県の全域

12	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13	主要地方道仙台松島線	宮城県の全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15	主要地方道仙台泉線	宮城県の全域
16	主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17	主要地方道泉塩釜線	宮城県の全域
18	主要地方道仙台北環状線	宮城県の全域